

議事日程（第3号）

平成23年3月22日（火）午前10時開議

1. 出席議員は、次のとおりである。

1番 高橋道弘君	2番 高橋真一郎君	3番 嶋原利光君
4番 高橋道也君	5番 菅野清一君	6番 齋藤博美君
7番 昆久美子君	8番 菅野意美子君	9番 新関善三君
10番 黒沢敏雄君	11番 三浦浩一君	12番 五十嵐謙吉君
13番 石河清君	14番 遠藤宗弘君	15番 高野善兵衛君
16番 佐藤喜三郎君		

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	総務課長	仲江泰宏君
企画財政課長	菅野浩市郎君	町民税務課長	高橋良之君
会計管理者	佐藤修一君	保健福祉課長	佐藤真寿夫君
建設水道課長	沢井一雄君	産業課長	沢口進君
教育委員長	佐藤捷善君	教育長	神田紀君
こども教育課長	佐藤光正君	生涯学習課長	佐藤勝雄君
総務課長補佐	大内彰君		

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 高橋清美 書記 橋本文雄

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

請願・陳情等の審査結果報告

議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）

議案第6号 職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例（質疑・討論・採決）

議案第7号 川俣町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）

議案第8号 山木屋八木辺地に係る総合整備計画の変更について
（質疑・討論・採決）

議案第9号 小島田辺地に係る総合整備計画の策定について（質疑・討論・採決）

議案第10号 川俣町国民健康保険条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）

- 議案第11号 町道路線の認定、変更及び廃止について（質疑・討論・採決）
- 議案第12号 川俣町営住宅条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）
- 議案第13号 川俣町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
（質疑・討論・採決）
- 議案第14号 訴えの提起について（質疑・討論・採決）
- 議案第15号 平成22年度川俣町一般会計補正予算（第7号）（質疑・討論・採決）
- 議案第16号 平成22年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
（質疑・討論・採決）
- 議案第17号 平成22年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第5号）
（質疑・討論・採決）
- 議案第18号 平成22年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
（質疑・討論・採決）
- 議案第19号 平成22年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）
（質疑・討論・採決）
- 議案第20号 平成23年度川俣町一般会計予算（質疑・討論・採決）
- 議案第21号 平成23年度川俣町国民健康保険特別会計予算（質疑・討論・採決）
- 議案第22号 平成23年度川俣町介護保険特別会計予算（質疑・討論・採決）
- 議案第23号 平成23年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算
（質疑・討論・採決）
- 議案第24号 平成23年度川俣町水道事業会計予算（質疑・討論・採決）
- 議案第25号 平成23年度川俣町簡易水道事業特別会計予算（質疑・討論・採決）
- 議案第26号 平成23年度川俣町奨学資金特別会計予算（質疑・討論・採決）
- 議案第27号 平成23年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算
（質疑・討論・採決）
- 議案第28号 平成23年度川俣町小島財産区特別会計予算（質疑・討論・採決）
- 議案第29号 平成23年度川俣町飯坂財産区特別会計予算（質疑・討論・採決）
- 議案第30号 平成23年度川俣町大綱木財産区特別会計予算（質疑・討論・採決）
- 議案第31号 平成23年度川俣町小綱木財産区特別会計予算（質疑・討論・採決）
- 議案第32号 平成23年度川俣町山木屋財産区特別会計予算（質疑・討論・採決）

追加日程

- 発議第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
- 発議第 2号 東京電力福島第一原子力発電所事故に対する意見書

◎開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 会議を進める前に申し上げます。

去る3月11日、午後2時46分に発生した東北地方太平洋沖地震は、東日本、とりわけ東北地方に甚大な被害をもたらし、多くの尊い命が失われました。死傷者は日を追うごとに増え、いったいどれほどの方が犠牲になったか想像もつきません。

本日は、会議に先立ち、犠牲になられた方々に慎んで哀悼の意を表し、黙祷を捧げたいと思います。

○議会事務局長（高橋清美君） それでは、皆様、恐れ入りますが、ご起立をお願いしたいと思います。

黙祷。

（全員起立 黙祷）

○議会事務局長（高橋清美君） ありがとうございます。

ご着席願います。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで、日程変更の件についておはかりいたします。

本日の議事日程について、お手もとに配付したとおり変更したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の日程については、お手もとに配付したとおり変更されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において5番議員 菅野清一君、8番議員 菅野意美子君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで町長から発言を求められておりますので、これを許します。古川町長。

○町長（古川道郎君） 皆様おはようございます。

ただいま、議長の方から発言の許可をいただきまして、御礼申し上げます。ありがとうございます。

平成23年3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震、東日本大震災につきましても、川俣町の取り組みについて、皆さんの方に現況などのお知らせをさ

せていただきたいと思っております。

被害に遭われた方、また、苦勞されている皆さん方に、心からお見舞い申し上げますとともに、そして、また亡くなられた皆さん方に、心よりお悔やみを申し上げる次第であります。

川俣町における被害状況等につきましては、宅地、あるいはまた家屋、また道路、法面も含めての被害等が出ているわけではありますが、人身にかかる事故等については、被害については発生いたしませんでした。それだけが不幸中の幸いかなと思っております。今、現況の把握にあたっているところでございますけれども、川俣町の方でなくて太平洋沿岸の方では大津波の被害が、甚大な被害をもたらされておりまして、川俣町においては、その被害に遭われた皆さん方の避難の受け入れ先としての任務を今果たしているわけであります。とりわけ大津波と、更には、また原発の事故が発生しておりまして、557名ほどでございます。浪江町の住民の皆さん方が中心であります。現在、川俣高校と川俣南小学校に避難をされておりまして、今日、川俣の小島交流センター、学校跡地を交流センターにしたところでございますが、そちらの方に全員移っていただくことで、移動に入っているところでございますが、今度は小島の交流センターを1か所にして避難先として私どもは避難の皆さん方の対応をしていきたいと、そんな考えであります。双葉町の皆さん方も19日に埼玉県の方に移られたわけではありますが、昨日も江戸川町長の方から連絡がありまして、今度3月末には埼玉県の加須市というところがあるのだそうではありますが、そちらの方の県立高校の廃校になったところを使わせていただくようになったと、そこに改めて双葉町の町の機能を持たせるための施設として、そこを使わせていただくということになったということの報告を受けまして、重ねて川俣町民の皆さん方にお世話になったおかげで今このようなことができるようになったということで、御礼、町民の皆さんによるしくということでの電話がありました。また、機会があり、これから復旧が進み、双葉町が元に戻れるようになれば、また改めて町民の皆さんにお礼の場をもうけたい、というようなことでありますので、この場からも報告をさせていただきます。また、浪江の馬場町長さんの方からも、対策本部は二本松市旧東和町役場に設置しているのですが、川俣町にも従来どおりお世話になりたいということで、引き続き町民の皆さんにお世話になりますので、どうぞよろしく願いいたしますという伝言をいただいているところでございます。そのような中で、議員の皆さん方にも、連日ボランティア活動で、この支援のための炊き出しを含めた、物品の配送も含めた業務について当たっていただきまして、この場から改めて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

今、そのような中で、川俣町も被災を受けた方を受け入れながらも、いわゆる原発による放射能の関係、あるいはまた、水道水の問題、そして、また牛乳の原乳の問題等が出てきたわけではありますが、放射能の数値等につきましては、これは17日から測定をしているわけではありますが、今日現在の状況を見ても、川俣町役場では3.95マイクロシーベルト、また、山木屋の郵便局では8.53マイク

ロシーベルトとなっているところでございます。これは、3月21日の午後1時51分と午後2時10分の測定結果であります。数値そのものは17日から比べますと大きく減少をしてきているところでございますが、まだまだ原発の収束については予断を許さない面がありますので、しっかりと注視をしながら、町民の皆さんと情報の共有を図って、この安全安心を守るための対応策を取っていく考えであります。

また、今、川俣町でもそんな中で自主避難とか避難先はどうなんだというような問い合わせ等もございしますが、今、川俣町も多くの自治体の皆さんから支援、激励等をいただいているわけでありまして、県北地方、福島市からは食料と水等について、不便があればいつでも対応するというようなお話をいただいております。また、国見町、桑折町、二本松市さんについては、万が一川俣町の皆さんが避難しなくちゃならないというときには受け入れということでの対応を取りますという連絡、話をいただいております。また、交流をしております江東区、交流協定を結んでいるのでありますが、そちらの方からも避難をするときの対応は江東区では取りましたというような連絡をいただいております。そして、今日届くんでありますが、マスクが20万枚、そしてレトルトの缶詰のご飯、深川飯というんだそうでありまして、これを4,000食ほど今日は送りますというようなことで連絡をいただいております。また、中央区の方からも、避難の場合の受け入れ態勢を取っていますよということの連絡をいただいております。また、栃木県の野木町、また、千葉県の上野村、和歌山県の日高川町、また三重県の鳥羽市等からも、川俣町がそのような場合には、そういう受け入れについても我々もしっかりと対応していくというような話をいただいております。三重県の鳥羽市は交流とか何かはなかったのでありますが、西福沢の神尾俊一さんの娘さんが鳥羽市の方に嫁いでいるんだそうです。そこで、市長さんなんかとも懇親がありまして、川俣町の話をしてしまえば、そのような話を受けたということで直接、木田久主一市長の方から電話がありまして、そんな支援のお話をいただいているところでございます。このような多くの市町村の方からも激励の話をいただき、また、町内外を問わず町民の皆さんから、また市民の皆さん方から、物心の両面にわたる励ましをいただいております。本当に心からこの場から御礼を申し上げる次第であります。

そのような中で町といたしましては、風評被害がとにかく広がらないようにしていきたいという考えであります。そして、また町民皆さん方も本当に不安を抱えております。そういったものは、やっぱり少しでも解消しなくちゃなりませんし、その風評の中における不安が広がっているということも現実にありますので、この度、福島県の方に原子力関係のアドバイザー2名の方が一昨日委嘱されまして、一昨日から動いております。昨日は、コラッセ福島でも講演会をやったのでありますが、川俣町でも私どもに来ていただいて専門家の先生からいろんなことをお聞きしながら、そして、また町民の皆さんが不安に思っていることについての質問などをしていただいて、少しでもその不安解消につながればというような思いで、急遽なんで

ありますけれども、日程に無理を言って取っていただいて、今日、午後3時から川俣小学校で高村昇先生をお願いいたしまして、講演会を開催することにいたしました。ガソリンの問題等がいろいろあるわけでありまして、ガソリンの方も今日から緊急車両だけが指定されておりました、菅田さんのバイパス店ではありますが、あそこも一般車両が入れるようになりました。だんだんガソリンの方も出てくる動きがありますので、もうしばらくの我慢かなと思っているのでありますが、ようやくそのような動きが出てきておりましたので、今般このような講演会でも車の不便を来すかと思いますが、相乗りで来ていただければと思っています。また、山木屋地区においてはバス9台を配置いたしまして、その足の確保をしながらこちらの方に来ていただくというようなことの段取りもいたしたところでございます。なお、どうしても来れない方々もおられるかと思っておりますので、お話をいただいたことにつきまして、後に全世帯へそれをまとめてお配りをして理解を深めていただければと思って、そのような取り組みも今、しているところでございます。

そういったことを含めて、今、本当に町民の皆さん方が不安、不審を重ねているところでありまして、町といたしましても、何といたしましてもいちばんの問題は原発事故であります。この原発事故の方の一刻も早い収束をしてもらうのが大事なことであります。それによって放射性物資の大量の拡散を防ぐということが大事だと思っております。それがなくては、我々どうしても防ぎきれない、我々の力ではどうしようもない、このことがあるわけでありまして、これについてはいろんな機会をとらえて声を出して話をしているところでございます。現状につきましては、本当に日頃から皆さんに現場に来て対策本部でお世話をいただいておりますので、ご理解を賜っているわけでありまして、我々も本当に使命感を持って、命がけでという言葉はなんでありまして、そんな思いをしながら職員を挙げて今取り組んでいるところでございますので、ご理解を賜りながら、より一層のご支援をお願いしたいと思っております。簡単ではありますが、現状のこの震災に関わる件についての報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第2，請願・陳情の審査結果について委員長の報告を求めます。

はじめに、総務文教常任委員長、報告願います。遠藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（遠藤宗弘君） 請願の審査結果についてご報告いたします。

本委員会に付託された請願は、3月22日審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

番号	件名	審査結果	意見
----	----	------	----

2	飯坂・谷沢集会所改善に関する請願書	採択	
---	-------------------	----	--

続いて、陳情の審査結果について報告いたします。

本委員会に付託された陳情は、3月22日審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

番号	件名	審査結果	意見
2	別名に化けた外国人参政権への警戒を求める陳情	継続審査	
3	保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書	継続審査	

以上で本委員会に付託された請願・陳情についての審査結果の報告を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 請願第2号「飯坂・谷沢集会所改善に関する請願書」を採決いたします。

本案について総務文教常任委員長の報告は採択です。本案について委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

したがいまして、請願第2号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、陳情第2号「別名に化けた外国人参政権への警戒を求める陳情」を採決いたします。

本案について、総務文教常任委員長の報告は継続審査です。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

この請願は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（佐藤喜三郎君） 起立多数です。

よって、陳情第2号は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定致しました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、陳情第3号「保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書」を採決いたします。

本案について総務文教常任委員長の報告は継続審査です。
質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

この請願は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(佐藤喜三郎君) 起立多数です。

よって、陳情第3号は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 請願第3号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを。

取り消します。

次に、産業建設常任委員長、報告願います。三浦産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(三浦浩一君) それでは、産業建設常任委員会より、請願の審査結果を発表いたします。

本委員会に付託された請願は、3月22日審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

番号	件名	審査結果	意見
1	館地区館線の町道認定拡幅改良整備に関する請願書	採択	
3	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について	採択	意見書提出
4	山木屋長橋地内町道認定に関する請願書	採択	

以上であります。

○議長(佐藤喜三郎君) 請願第1号「館地区館線の町道認定拡幅改良整備に関する請願書」を採決いたします。

本案について、産業建設常任委員長の報告は採択です。本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 請願第3号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について」を採決いたします。

本案について、産業建設常任委員長の報告は採択です。本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、請願第3号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 請願第4号「山木屋長橋地内町道認定に関する請願書」を採決いたします。

本案について、産業建設常任委員長の報告は採択です。本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、請願第4号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、厚生常任委員長、報告願います。菅野厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（菅野意美子君） 陳情の審査結果を発表いたします。

本委員会に付託された陳情は、3月22日審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

番号	件名	審査結果	意見
1	発達障害児・者の就労支援を求める陳情書	趣旨採択	

以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 陳情第1号「発達障害児・者の就労支援を求める陳情書」を採決いたします。

本案について、厚生常任委員長の報告は趣旨採択です。本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第3、これより一般質問を行います。

一般質問は一問一答方式により行い、議員の発言は答弁を含めて60分以内といたします。

なお、質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言するようお願いいたします。

14番議員 遠藤宗弘君の登壇を求めます。遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 14番 遠藤宗弘でございます。

私は、日本共産党や日本共産党後援会に寄せられた多くの声の中から、今回大きく2点について当局の考え方を質そうというものであります。

しかし、私が質問通告をしてから3月11日、東日本大震災が日本を襲い、天災による被害と人災による福島第一原発による二重の被害に町民は襲われています。死亡と行方不明者で2万1,000人という被害に遭われた方に、哀悼の意を表すと同時に、被災された方にお見舞いを申し上げるものであります。

このような中で、水道に対する汚染問題、原乳の放射線物質の検出、農産物からも放射線物質の検出が明らかになってくる。これでは、川俣の農業は成り立たなくなってしまうのではないかと私は心配しているわけであります。東電に対して、これらの補償を求めていく考えはあるのかどうか、その他の風評被害など等を、どのように当局としては対策を考えているのか。日本共産党は2007年に、東京電力に対して、津波による原発トラブルで最悪の場合、冷却剤抽出による過酷な事故に至る危惧があるということ、福島原発耐震安全性の総点検を求める申し入れを東電に行ったわけであります。この内容が、正に我が党の指摘どおりに進んだというのが今度の事故の結果であります。正に、そういう点で見れば、人災であるわけであります。また、現実に町民は飲み水、特に乳幼児を抱えている家庭での飲み水、水道水でミルクを作って大丈夫なのかどうなのか。食べ物、ガソリン、灯油の不足に苦しんでいます。これをどう解決していこうとしているのか、当局の考えを質したいと思えます。勿論、このことについては、私は通告はしておりません。だから、通告していないんだからこれには答えられないということであれば、それは結構であります。しかし、町民が今いちばん悩んでいる問題に当局が答えるかどうかは、これは重大な問題でありますので、私は、あえてこの問題について触れさせていただいたわけであります。

質問の第1点目、国保税の引き下げを求めるという問題であります。国保税は、高くても払いたくても払えないという声が高まっています。町民の所得が下がっている中で、税率を高くして徴収を強める。これでは住民自治である地方自治の本質を外れた行政になってしまうのではないのでしょうか。予算そのものを見ても、収入額の3分の1が収入未済額という結果を何年も続けております。しかも内容を見ると、年金などの差し押さえで2,100万円を徴収した、これは大変な成果だと当局は誇っているわけであります。これが住民の命と暮らしを守る自治体といえるのかどうなのか。もちろん、この問題を私は長年主張してきたように、国の制度をどんどん、国の支出を減らしてきた。当初は半分は国が見ていたわけですが、これは今25%にまで減らされている。ここにこそ大きな問題があるわけですが、しかし、年

金までも差し押さえして徴収するという、このことを当局としてはどう考えているのか質していきたいと思うわけであります。こういう会計、いわゆる収入見込額の3分の1が収入未済額となってしまうような予算を組んでいるわけですから、このことを正面からとらえるなら、今回、福島地方広域行政事務組合の解散により積立金が1億円程度町に入ることとなります。この金を国保基金に入れて国保税の引き下げを図るべきだと考えるが、当局の考えを質すのもであります。

2つ目の問題は、光通信の有効活用の問題であります。当局は、全町に光通信網が完成したと宣伝しておりますが、2億2,000万円もの財政を使って光通信網が整備されましたが、これをどのように活用しようとしているのか。今度のような事故が起こると、この光通信の回路の方が、むしろ従来の回路よりも連絡がとりにくくなっているというのが実態であります。議会としては、インターネット通信網を使って議会の公開を進めようということには予算を付けないなど、有効に活用するという姿勢が見られない。単にNTTに貸し出すためだけだということであれば、自治体として全く脳が無いのではないかと考えるわけでありますが、この面について当局の考えを質しておきたいと思う次第であります。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） ただいまの遠藤議員の質問の中で、今回の災害についての質問は通告にありませんので、決まり上許可できませんので、ご理解ください。

当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

はじめに、第1点目「国保税の引き下げを求める」ご質問で、「福島地方広域行政事務組合の解散により1億円程度の積立金が町に入ってくるが、これを国保基金に入れて、国保税を引き下げるべきと考えるがどうか。」とのご質問でございます。先月のはじめに、厚生労働省から平成21年度の全国の国民健康保険（市町村）の財政状況等についての取りまとめが速報という形で公表されましたが、この速報によりますと、国保基金からの繰入金や前年度からの繰越金をカウントしない単年度収支差（経常収支差）で見た場合の赤字保険者は、全国の自治体のうち53.2%を占め、過半数を超えた状態となっております。国保財政の安定運営を確保することが全国的に非常に困難な状況となっているのが伺えます。このような中、本町におきましては、世界的な金融危機に至ったりリーマン・ショック後の世界的同時不況により、地域経済の回復が遅れ、雇用問題等も厳しさを増し、国保を取り巻く環境が一層悪化したことにより、平成18年度から平成21年度までの4年間、国保基金や前年度からの繰越金を財源といたしまして、国保税の税率を据え置く措置を継続してまいりました。その結果、現在、本町の国保基金につきましては、300万円台の残高となり、非常に少ない額となっております。現在の国保制度におきましては、保険給付費の増高に加えまして、昨今の景気悪化の影響や雇用情勢などから国保税の収納確保が大変厳しい状況となり、このことは、多くの自治体に共通する問題となっております。このような中、質問にございます「福島地方広域行政

事務組合の解散により町に返還される1億円程度の出資金を国保基金に繰り入れて国保税を引き下げること」は、一つの案であるとは考えますが、本出資金の原資は一般会計からの支出でございます。一方、一般会計からは地方財政措置として地方交付税に算入される額を全額、国保特別会計へ繰り出すことといたしました。具体的には、事務費、出産育児一時金、国保財政安定化支援事業費、保険基盤安定負担金の地方交付税算入額につきまして、本年度からは、その算入額の全額を一般会計から国保特別会計へ繰り出すことといたしました。平成23年度につきましても、この繰出基準に基づき当初予算に全額を計上し、国保特別会計へ繰り出すことといたしております。このような状況から、国民健康保険につきましては、特別会計で運営している制度上の観点などを十分踏まえて、国保財政の根本的な構造問題からも、財政安定のため国庫負担などの引き上げの要求を継続してまいりますとともに、国保税滞納者に対する的確な対策を実施することにより、国保被保険者の負担の公平性を図っていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、第2点目、「光ファイバー通信網の有効活用」についてのご質問でございますが、昨年6月議会でも説明いたしました。改めて今回の事業についてご説明をいたします。本町におきましては、過疎化、産業の衰退、少子高齢化や人口減など、行政としても解決しなければならない課題が多数存在しており、さまざまな条件不利地域でありながらも、超高速ブロードバンドサービスを含む情報通信基盤の整備も情報過疎からの脱却を図るための大きな課題の一つとなっております。最近のインターネット上のサービスは大容量化の傾向があり、それに合わせて、より良いサービスを利用するため、高速な回線を求められる利用者も増加しているところでございます。インターネット通信サービスとしてのブロードバンドサービスには、ADSLというサービスと、ADSLよりも2倍から5倍程度高速な光ケーブルのサービスがあり、ADSLは従来からある電話回線を使用し、光ケーブルは新たに敷設するものを使用いたします。ADSLサービスは、既存の電話回線を使用するため、以前より川俣町内全域をサービスエリアとしておりましたが、平成19年度に商工会が中心となり、町も協力して超高速な光サービスの誘致活動を行った結果、NTT東日本による光ブロードバンドサービスの提供が実現したものの、そのサービスエリアは川俣、鶴沢、飯坂のみとなっております。それ以外にお住まいの町民の皆様はADSLサービスしか利用できない状況となっております。また、ADSLサービスは距離が長くなると速度が低下するという特性があり、町民の皆様がお住まいの場所がNTT東日本の局舎から4km以上距離があるところも多く、そのような皆様はADSLサービスすら利用することができず、ISDNなどの低速な通信サービスという選択しかない状況となっております。このことを町内全域で見えた場合、町民の皆様が利用することができる通信サービスに極端に大きな地域間格差が生じており、超高速サービスの未提供地域では、高度な情報通信サービスなどのメリットを享受できない状況となっていることから、情報通信格差の是正と超高速ブロードバンドサービスの提供は、少子高齢化対策や各種産業での活用、そし

て、町が取り組んでいるUIターン希望者の条件として有利になるなど、多方面での利活用が期待され、地域の活性化を推進するためにも必要なものであると考えております。今般の事業は、川俣町情報化基本構想の重点アクションプログラムに基づき、すべての町民の皆様が各種の情報通信サービスを利用できるようにするための基盤環境の整備として町が光ファイバー通信網施設を町内全域に整備し、その設備を民間の電気通信事業者に貸し出し、公設民営型での超高速ブロードバンドサービスの提供をしようとするものでございます。ブロードバンド環境は、あくまでも通信基盤であり、それ自体が何か目的を達成するものではございませんので、町といたしましても、超高速な通信サービスを利用した行政課題の解決も図っていく必要があると考えており、教育・医療・福祉・そして産業振興・防災や防犯などの安全安心なまちづくりなど、多方面での利活用を検討してまいりる考えでございます。なお、このような状況は、他の市町村でも同じような認識であり、例えば平成21年度より、県が主体となり県内市町村の参加による光ファイバー通信網活用検討部会が設置され、福祉や医療、地域活性化などのテーマを設定し、様々な検討や意見交換を行いながら、有効な活用に向けた情報収集や意見の交換、知識の習得などに取り組んでいるところでございます。また、現在の「川俣町情報化基本構想」の計画期間が本年度で終了しますことから、「第5次振興計画」などとの整合を図り、町民ニーズとして、求められているサービスなどへの検討を加え、超高速ブロードバンド環境を活用するための新たな次期情報化計画を策定し、今後も計画的な推進を図ってまいりたいと考えております。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君）　ここで、本議会初めての試みではありますが、質問者に答弁書を配付することにいたします。（答弁書配付）

遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君）　答弁終わってからもらったってちょっと意味がないんですが、とにかく今、私は緊急の問題については、やっぱり本来は議会でも、今町民の皆さんがいちばん知りたいことを町が、町民の代表機関である議会が、どういうふうに質していくかということを持たれておる問題だと思っうんですね。確かに通告がないから今度の災害の問題については答弁しないんだということでは押し通すことは、これは当然可能だと思います。しかし、それは住民のニーズには全く応えていないことになるのではないかとということだけは指摘しておきたいと思っう次第であります。

全然答えてないんであれなんです、国保税の引き下げを求める問題については、実際問題として3分の1が収入未済額だという結果が出ているわけですね。逆の見方をすれば、この収入未済額分がなければ、国保税は3割下がるということなんです、全体が。だから、ますます雪だるま式に混乱が起こってくるというのが実態なんです。これに手を加えないままに当局としては、いわゆる私は新しいデータが分かりませんから昨年のデータでいくと、臨戸徴収から滞納処分へ徴収の基本方針を変更し、差し押さえ金額が1,500万円、400件以上を超え、国保税滞納繰

越分の収納金額が225万円になるなどの成果が現れたというふうな成果だと、400件から差し押さえしたから成果が上がったんだと言っているわけですが、これは差し押さえられた方は町民ですよ。しかも、年金暮らしで暮らしている人が、年金を取りに行ったら年金が全部差し押さえされていたという、こういう実態も出ているわけですよ。また、差し押さえの中身についても、振り込んだにもかかわらず差し押さえされた。しかも、多く差し押さえされたという苦情まで私のところにきているんですよ。おれは町長でないから、おれに言われてしょうがないよとおれは言ったけども、こういう差し押さえや何かで事を済まそうという姿勢は、地方自治体のあり方として正しいのかどうなのか。せめて差し押さえをするのであれば、きちんと面接をして、住民の皆さんと話をしたうえで、それで進めるというふうなことになるないと、いわゆるサラ金と同じですよ、黙って差し押さえしちゃうというのは。こういうやり方を国保の中でやっていったんでは、国保税というのはとにかく国民の健康を守るための方法ですから、国民みんなの命、暮らしを守るという最低の、最後の砦がこれなんです。そうすると、そこで差し押さえや何かで事を構える。年金暮らしの人が差し押さえられたら死ねというのと同じですよ。そういう認識に立っているのかどうなのか、その辺について質したいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご答弁申し上げます。

年金の差し押さえについてのお質しでございますが、年金を全額差し押さえるということはしておりません。いわゆる年金というのは、お給料と同じという考えでございますので、生計維持費などにつきましては、当然これは差し押さえることが逆にできないというふうな決まりとなっております。その意味では、一定の計算式の下に余裕の分ということになりましようか、その分について差し押さえをいたしているところでございます。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） これは、やっぱり認識が相当ずれていると思うんですね。確かに地方公務員の皆さんは、それ相当の年金はもらっているから余裕の分もあるのかも分かりません。しかし、一般の住民の皆さんが年金の中に余裕の分があって、その分、余裕の分を残して差し押さえしているんだというのは、どういう中身になるんですか。余裕の分とは、どういう計算式で出てくるんですか。例えば4人家族で15万の年金しか入らないという方に対してだったら、どういう部分が余裕だと当局は言っているんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 答弁申し上げます。

余裕と私先ほど申しました。一定のその方の収入があって、そして世帯構成などによりまして、その計算式によって最低限の生活維持費ですね、それを除いた分について差し押さえを執行しているということでございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 差し押さえをする前に、その住民の生計維持費として、どのぐらいかかるのか、相談や何かはやっているんですか。ただ、当局として勝手に、この人はこのぐらいの生計で食っていかれるはずだということで、それ以上は差し押さえするというやり方ですか。相談はしてるんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 答弁申し上げます。

納税相談をしているのかというお質しでございますが、差し押さえをさせていただく前に督促状などを数回お送りをしてしております。その中で、ご相談がある場合、役場においでいただきたい、あるいは我々も訪問するのではというふうなことでというふうなことでお知らせをいたしております。そういう意味においては、相談はいたしております。

また、この人はこうだからという、私どもが恣意的にその金額を決めているのかというお質しもございましたが、それはそうではなくて、法令に基づく計算式、それによって執行しているところでございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 督促状は何回も出していると。相談があるなら役場に来いと。だから、そういう点では納税相談はしているんだと。面接はしてないんですね、ほとんど。400件以上の差し押さえをしたとっているんですが、実際に面接をして、あんた、なんとかこのぐらい払ってくれないかという相談をしたのは、このうちの何件あるんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 答弁申し上げます。

具体的な相談件数につきましては、ただいま資料を持ち合わせておりませんが、滞納者の方からそのような働きかけがあれば、当然お話はさせていただいております。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 滞納者の方から話があれば相談に乗ると。これは大変なことですよ。滞納者が役場に、なんとか勘弁してくれと頭下げてこない限りは黙って差し押さえますよというのと同じですよ。だって、ほとんど、例えば足を運んで相談をしながらいう姿勢は、ほとんど取られていないでしょう、今。昔は、みんな税務職にいる人、町の中でしょっちゅう行き会ってましたよ。あなた、何やってきたのと、いや、税金の徴収だと。じゃ、あなたのそばに寄れないかと、私よく冗談を言っていました、とにかく足を運んで相談するとか何かということ、やっぱり人間と人間としての関係、町と住民との接触がないままに、3回も督促状を出したけれども、何の返事もないから差し押さえだというのが今のやり方でしょう、違いますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 答弁申し上げます。

そのやり方かというご質問、お質しに対しましては、その通りというふうにお答

えせざるを得ないと思います。と申しますのは、大方の納税者の方は納期限内に納めていただいています。やはり私も町税を担当する者としては、納期限内に納めてくださっている納税者の方へのサービスが本来のサービスであると考えております。そこで、どうしても納税してくだらない方には督促状などもお送りをしているところでございますけれども、その方のところに足を運ぶということもお質しのとおりにかと思っております。そういう方法もかつてはございましたけれども、私どもも各種研修などをさせていただく中では、徴税倫理に与えられた、いわゆる権限ですね、自立的にできる権限を活用して徴収にあたれというふうなことでございまして、そのような方針の下で現在徴収事務を行っているところでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 今の課長の答弁を聞いていけば、町としては議会が職員の研修費を認めれば、否応なしに取り立てるという姿勢がますます強まるという、こういうことですね。議会として職員の研修なんか認めるわけにいかないじゃないですか。町民を苦しめるだけになっちゃうんだから。そういうやり方というのはないんじゃないのというんですよ。もっと、やはり人間味のある町民との接し方、それで、納めてもらった人に対してサービスをするというのは当然だと。納められない人だっているわけですよ、世の中には。納められない人にはサービスは与えませんよということ、資格証や短期証でばんばんとやってきているわけでしょう。こんな罰則だらけの行政を進めさせていいのかどうなのかという問題ですよ。こういうやり方でやっていったんでは、住民と自治体との信頼関係というのは全く途絶えてしまうと思うんですよ。これはやはり今、確かに職員や何かも少なくなっていることは事実です。けれども、少なくなったから何を合理化してもいいんだという、そういうものではないと思うんですよ。だって、国保税も払えない人というのは、自治体として、それ相当の手立てを打たなくちゃならない人なんです。そういうところに、確かに税務課長の立場とすれば、私は税金を納めてもらうのは私の立場ですと言ってしまえばそれまでです。だから、福祉行政の一環なんです、国保税というのは。税金が納められたか納められないかで判断すべきものではないんです。だから少なくとも、この差し押さえや何かをする前には、保健福祉課とどれだけの相談をしたのか、福祉の手がもっと差し伸べられないのかという協議がなされてしかるべきだと思うんですが、それらの点については、どういうふうに取り扱っているんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご答弁申し上げます。

保健福祉課との連携に関するお質しでございますが、ご指摘のように、保健福祉課の福祉部門、国保年金部門とは連携をいたしております。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 私は、この400件もの差し押さえをするのに、じゃ、例え

ば今、私の知る限りでは、町民税務課と保健福祉課を恐らく相当個別に協議しないかぎりできないと思う。定期的な協議機関というのはできているんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 組織としての協議とか、そういうお質しかと思います
が、私どもと保険福祉課は物理的にも非常に近いところにもおりますので、おうと
言えば、すぐおうと応えられる、そういう場所ですから、そういうことで情報は共
有いたしております。事情は、それぞれお互いに連携をとりながらやっております。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は午前11時20分といたしま
す。 (午前11時05分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。 (午前11時20分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 結局、今まで町民税務課長の答弁を聞いていけば、差し押さ
え主体で、もうどんどん進めるんだということだけは明確になったんですね。生活
給だけは残すんだということは、これも嘘だということがはっきりしているんです
よね。年金の通帳ゼロになってまで引いているわけだから。こういうことまで明ら
かになっているんですよ。年金の通帳、年金取りに行ったら通帳差し押さえでゼロ
になっているという、そうだったら、生活給残すなんかいう口先だけで、そんなこ
と云ったって、実態としては全然なっていないでしょう。こういうことだから、こ
の国保税の問題については、やはり町としてなんとか救済の措置をとっていかないと、
国保そのものを維持するできなくなると、そういう立場から私は、やはり
基金が200万円だかきりなくなっているというのは私も分かってます。だから、
ここに1億円の基金を、広域から入ってくる1億円のこれを基金に繰り入れて国保
税を引き下げる努力をしないと、ますますこういう実態が強まってくるんじゃない
かと思っていますよ。そういう点で、私は広域行政事務組合に積み立てていた
1億円をこの国保基金に繰り入れて、恐らく来年度のこれから審議するでしょう、
当初予算だって値上げせざるを得ない実態になっているわけでしょう。ましてや、
この災害ですよ。今、福島に勤めていた人たちが今日で12日になるわけですが、
通勤できないと、燃料なくて全然通えないという実態もあると。そうなると会社に
本当にこのまま勤められるのかどうなのかも問題だと。端的に言うなら、今、
乳牛絞っている人たち、これは収入ゼロなのですから、餌は食わせなくちゃならな
いけども、この人たちだって国保税かかっていくんですよ。こういう実態を見たど
きに、この国保税、確かにほかの税金については、なかなかこれ自治体単独で手を
付けられない問題あるでしょうが、国保税は町が決めるものですから、ここに大胆
に、やっぱり住民の暮らしや何かを守るという立場に立って対応しないと、去年あ
んたこれだけ所得あったんだから納めてくれというのが税金でしょう。この非常事

態になっちゃったならば、納めるどころの話じゃないんですよ。こういう点について町当局としてはどういうふうに対応しようとしているのか、お尋ねします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁を申し上げます。

まず、先程来質問されております徴収の件でございますけれども、本当に質問にありますように、生活大変な方々がたくさんおります。そういった中でも国保税は、社会保険等に入っていなければ国保に入っているわけでございます。そういった中での収納の方針でありますけれども、先に答弁申し上げましたように、研修の中では差し押さえ等が今言われております。しかし、現実的には、それだけでは済まないのが、私はこの一町村における税の徴収だと思っております。そういった意味では、質問に、お質しにありますとおり、現状をしっかりと確認したうえでのその徴収の仕方については、もっともっと工夫も必要だと思っております。そういった意味では、ご指摘にありましたように、今後それぞれ具体的には福祉関係の方とも連携を密にしながら、この国保についての収納については対策対応を取っていかなくちゃならないと考えておりますので、今後そのような体制をしっかりと確立してまいりますので、まずご理解を賜りたいと思います。

また、国保制度がございしますが、これらについては、制度そのものはご質問にもありましたが、国の負担がどんどんどんどん下げられております。半分に至っております。そういったことは、すべてこの保険者なり自治体に負担が来ているわけがあります。一方では、医療費の抑制等もやっているわけでありまして、私どもは、この国保の負担金の引き上げを町村会挙げて、全国挙げて強く訴えております。また、もう一つは、国保の広域化についても今も議論を重ねているところでございます。各市町村でも国保財政の本当に安定しているところというところ、なかなか見つけ出すのが大変な状況なのが現実であります。今、質問にありますように、国の方にもしっかりとそれを訴え、そして、また私どもはこの国保制度を堅持するために、もっと自治体に合った収納体制の確立も含めて体制を取っていきたいと考えております。広域行政組合からの1億円を充てたらどうかというような提案をいただいているわけでありまして、これにつきましては、一般会計からの方の予算を使っているわけでありまして、これは大きな枠の中でのこれは対応をしていかなくちゃならない。今現在も福祉関係は、これだけじゃなくて大きな要望、重要課題を抱えているわけでありまして、全予算の中で検討をしていかなくちゃならないと思っているところでございますので、その点についてもご理解を賜りたいと思います。

また、国保基金であります。これは議員からも何度となく議会の場でもお質しを受けながら、少しでも保険者、被保険者の皆さん方の負担を軽減したいというような思いで国保基金を積み立てたり、また、取り崩しをしてきたところでございまして、最近の厳しい財政状況の中では国保基金は取り崩す一方でございまして、極力上げないでこようということ今いるところでございまして、今年度の予

算も総事業費となります医療給付費の額を定めながら、それに伴う歳入の関係で算定をするわけですが、予断を許さない状況じゃないかなと思っているところがございますので、しかし、そういった中であっても国保財政は健全財政を堅持していかなくちゃなりませんので、今、質問にありますような徴収につきましても、これは大事なことでありますから、しかし一方で、本当に困っている方々を困らせるような徴収についてのことだけは我々もこれは避けなくちゃなりませんし、考えなくちゃならないところがございますので、今後とも、そのようなことを十分に踏まえながら徴収にあたっていきたくて考えております。給与、年金の振り込みで納めるのを忘れて悪かったという方もおります。そういった方々もおりますが、そういった方についても事前に名簿を見れば分かるわけでありますから、そういった方に電話なりをしながらやるということが、今、議員が言っておられるような人間味のある徴収の仕方じゃないかと思っております。今後ともご質問にあるようなことを生かしながら徴収の方に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと思えます。以上申し上げまして、私からの答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 一つには、今のやり方であれば、税務課がとにかく、これ滞納もう3回督促出したから、じゃ今度は差し押さえにかかりましょうという、言ってみれば機械的なんですね。だから、町の方針として、例えば差し押さえをするのであれば、少なくとも保健福祉課と協議をし、あらゆる救済のてだてを取ってからでないで差し押さえはできないというような、そういう制度的なものを確立しない限りは事務的になっちゃうと思うんです。その辺の制度的なものを作る考えはあるのかどうなのか。そうすればちゃんとそこに誰々の差し押さえ問題についてはちゃんとこういう協議はしましたよという議事録をちゃんと残して、それで、そのうえで執行すると。それだって差し押さえなんていうのは私はやるべきでないと思うんですが、そういうものも何もないから徴収員の判断でやられちゃうと。しかも、今、口先では生活費は残すと言ったって、あの年金入ったものを通帳ゼロになっていけば、それはそんなことやってないでしょうということになっちゃうわけですよ。生活費も保証しないのかということで、乗り込んでくる人がいるわけですよ、やっぱり。そういうことをやっぱり制度的なものとして持つ必要があるだろうということと同時に、国保は独立会計だと盛んにいうんですが、じゃあ特別会計だから、これに支援できないのかといたら、そうではないんですね。国保に加入している方というのは、こんなことを言っちゃ本当に失礼かも分かんないですが、この川俣町に暮らしている中でも底辺の人がやむを得ず入らざるを得ないんです。もちろん高額所得ある人もたくさんいるのは分かっていますよ。けども、企業や何かを追われたりなんなりということは、最後は国保に入るということは法律的にも決まっているわけですから、そうすると、最後のより所はここなんです。だから、ここに対して福祉の手だてをちゃんと打たないと、これはだめだと思うんですね。特別会計だから一般会計であまり出されないんだと、そんなことないでしょう。工業団地特別

会計なんか全部町の金でしょう、あれ。1億幾らも毎年払っている、これ特別会計ですよ。だから、そういうものを盛んに国保に対しての繰り入れをいうと、いや特別会計だからというから、私はあえて工業団地会計、じゃ何なんですかと。あれ特別会計に1億3,000万円も払っているじゃないですかということになるわけですよ。制度的にはそういうふうになっちゃうんです。だから、今この本当に大変な事態だから、来年の国保税まだ値上げする、25%これ値上げになるでしょう、このままで行けば。こんなに払えないでしょう、今。本当に今、町の中歩いていけば、小さい子どもを抱えている人は川俣を飛び出していつているんですよ。この人の仕事なんかぶん投げて子どもの命を守るといふ人がいっぱいいるんです。こういう実態をちゃんとつかんだらば、そんな簡単に国保税は数字だけで値上げします、25%も値上げしますなんていうことはいかないと思うんです。だから、1億のこの金を予期せぬ金なんですから、これを国保基金に積んだらどうなんですかとという提起を私はしているんですよ。確かに一般会計に入れるということは簡単でしょうが、一般会計に入れると国保で一般会計からの支援はなるべくそういうやり方はおかしいと、こうなるわけだから。その辺について再度お願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 1点目でありますけれども、この保健福祉課と年金につきましては、先ほど答弁申し上げましたように、明確なシステム化をしていきたいと、そのように考えております。

また、この基金の問題でありますけれども、これにつきましては先ほど申し上げたとおりであります。今、言われたように、いろんなやりくりをしているんじゃないかというような話がございます。今、国保財政がひっ迫してきておりますので、今後の中での検討課題となっているわけですが、今度の予算の後の本算定がでございます。その時点でいろいろと町内の国保加入者の皆さんにおける所得の状況等の把握が具体的になってきますので、その中において、どのような状況なのかを再確認しながら、この検討をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） じゃ、町長が差し押さえの問題については、明確なシステム化を図りたいということですので、今後はそういう強引なことは起こらないだろうということを期待したいと思うわけですが、それと同時に、資格証、短期証、これについてもやはりきちんと生活実態や何かを見ないでやられると、本当にこれは命を失っちゃうんですね。全国的にはあるわけですから、保険証を取り上げられたんで死んじゃったという人が現にやっぱり全国では相当出ているわけですね。受診が遅れて手遅れになっちゃったという実態も全国的には相当明らかになっているので、この資格証や短期証の発行についても、やはりもっと福祉という立場に立ってやっていただかないと大変なことになるということなので、これについての考え方を質したい。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 資格証の発行、短期証の発行でございますが、先の議会でも質問などをいただきながら、機械的な発行はしていかないというような話、答弁をしてきているところでございますので、これらの発行内容についても十分その実態を把握しながら、この発行を今も進めているところでございますけれども、具体的ないろんな事例等も再確認をしながら、点検をしながら、今質問にありますように、機械的な発行じゃなくて実態に合った発行に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 是非、人間味のある行政をやっていただきたいと私は思っているところであります。

2つ目の問題であります。光通信の活用の問題なんですが、今、現実問題として、光通信は盛んに町長の目玉みたく言っているわけですが、これだけの投資をして、2億2,000万円の投資をして現実問題どうなっているのかといえば、388件でしょう、光通信の加入を実際にやっているという家庭は。だから、町長がいくら誇大に宣伝したとしても、まだ光通信、自分の家に引いているのは388件で、これは1月時点ですから400件かそこらになっているかも分からないんですが、こういう実態なんですよ。だから、これだけ投資したのであれば、やはり町として積極的に光通信を活用する方策をきちんと持たないと、ちょっと町の投資としては非常に無駄なんじゃないかと言わざるを得なくなるんですね。普通は、町の予算だったならば、こういう計画をもって活用を図りますということで、この予算を組むのが当然なんです。この光通信については、ただ、とにかく全町に張り巡らすんだということですね。蜘蛛の糸だって、張るからには餌を採ろうとして張るわけですから、川俣に光通信網だけ張ったって、これはやっぱり住民の役に本当に立つのかどうなのかという見方をすれば、現に400件に満たないような利用のためにこれだけ投資しているわけですから、ないよりはあった方がいいんだといえばそれまでですが、だから、町がもっと積極的にこの光通信網を活用する手だてを取らないと宝の持ち腐れになるんじゃないかと思うんで、この辺についてお尋ねいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 光通信網でありますけれども、これは一昨年からの国の補助を受けて情報過疎から脱却しようということで取り組んだ事業でございます。その事業を実施するにあたりましては、いろいろと付随する住民サービスについて、プラスの事業等があるわけでございますけれども、膨大な予算がかかるわけでありまして、いろんな各家庭に全部やって連絡がすぐとれるようなこととかあるわけでありまして、今回はそこまで至らないで、まずは全地域に光通信網を配備しまして、それぞれ地域を離れていても情報の過疎化にならないで、いろんな商売をされている、また農業の方もおりますし、なかなかこれができないので川俣の方では大変だという

声が聞かされてきました。そういったことの解消を図るためにも、今回、幸い国の事業等がありましたので、ご賛同いただいてそれを取り組ませていただいた経過がございます。その前にも3地域については、これは自主的に民間の皆さん方がやったわけでありましたが、それだけではとても及ばないので今回の事業になったわけがあります。ご質問にありますように、もっともっと活用を図るべきじゃないかというようにお質しがございます。私たちも、もっともっと安全安心な生活を守るためにも、この情報化の中でのものを生きたものとしていきたいと考えているところでございます。今度新たに、情報化計画が基本構想となってつくるわけがありますので、そういった中で議員のお質しにあるようなことも含めながら、川俣町の情報化について取り組んでいきたいと考えております。今、今回も災害等がありましたが、電話は通じない、携帯も通じない、本当に電気はこない、真っ暗闇の中で何もなしの中での生活を強いられた経過があるわけでありましたが、こういった非常事態の時に一番大切なのは情報が早く伝わることなんですね。そういうこともなかなかできないのが現実であります。いくら整備したって繋がらないわけでありまして、全地域に携帯電話網羅したなんて私も言ってきましたけども、繋がらないない訳でありまして、そういうときにこそ繋がって初めてそういったものが生きるんじゃないかと一方では言われております。我々も、そういったことを含めながら、情報化社会に生きる私どもにとりましては、このものを本当に有効活用するための検討をしていくことは非常に大事なことだと思っております。今後の計画の中でいろいろと議論を重ねたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議会事務局長（高橋清美君） 残り時間、あと5分です。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） とにかく、これだけの投資をしたわけですから、是非、とにかく、これ引き込みが400件ぐらいだというんでは、もう何をやったって徹底できない問題ですから、この辺のことをもう少し検討していただきたいということを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本議会での一般質問は終了いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第4、議案第5号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから、本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

- 議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

- 議長(佐藤喜三郎君) 日程第5, 議案第6号「職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止知り条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

- 議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

- 議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。
これから議案第6号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか

(「異議なし」という声あり)

- 議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

- 議長(佐藤喜三郎君) 日程第6, 議案第7号「川俣町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

- 議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

- 議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。
これから議案第7号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

- 議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

- 議長(佐藤喜三郎君) 日程第7, 議案第8号「山木屋八木辺地に係る総合整備計画の変更について」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

- 議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第8, 議案第9号「小島田代辺地に係る総合整備計画の策定について」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程9, 議案第10号「川俣町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第10, 議案第11号「町道路線の認定、変更及び廃止について」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第11, 議案第12号「川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第12, 議案第13号「川俣町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

遠藤宗弘君。

○14番(遠藤宗弘君) この条例改正は、道路占用料の引き下げなんですね。これ、恐らくいちばん大きいのは電柱なんかの、東北電力なんかの電柱使用料や何かに係ってくると思うんですが、なぜ引き下げをしなければならないのか。引き下げの要求が出されてやるのか、それとも町として電力にサービスのためにやるのか、この提案の中身について教えて頂きたいと思います。

○議長(佐藤喜三郎君) 建設水道課長。

○建設水道課長(沢井一雄君) 質問にお答えいたします。

この川俣町の占用条例といいますのは、国県に準じてその金額等を決定している

のでございます。今回、国及び県が料金を改正いたしましたので、町として、この金額の決定する根拠というのは、これに準じておりますので、そういった機関に準じ適正に料金というものの改正を行うことが望ましいと思ひまして、今回改正しております。以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 川俣は、小さいとはいへ一つの町なんですよ。国や県が値下げしたから、だから、うちもそれに準じるんだという根拠は何もないと思うんですよ。例えば、電力や何かを使用している電柱使用料やなんかを下げるのであれば、だったら、町民に貸し出している駐車料や何かもちゃんと下げなくちゃならないでしょう。一方的に国、県が下げるからやるんだ。だって、住民から取り立てる駐車料だとかなんとかというのは全部同じく据え置いたままにして、御上が言うから従うんだという、こんな自治体の姿勢というのではないでしょう。これ、引き下げなかったらば、じゃ東北電力は電柱撤去してくれるんですか。だったら、その方がせいせいしていいですよ。こんな自主性のないやり方というのではないと思うので、これは再考願いたいと思ひます。

○議長（佐藤喜三郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（沢井一雄君） 再度ご答弁申し上げます。実効がないということでございますけれども、逆にいえば、今、川俣町において国道、そういったものにある電柱と、川俣町が持っている町道にある電柱、その値段の格差に対する逆にいえば根拠が何もなくなるわけなんです。川俣町は、あくまでも国と、今までやってきた国県で決めてきた単価というものを根拠にしているんです。その根拠が、この値段ですので、逆にいえば今のままに据え置く根拠というのも、逆に町ではなくなるわけになります。ですから、その基本的にこの料金を算定してきたもののあり方からきて、あり方というものの基準となっているものが国県の基準に準じてやっているわけです。ですので、このような改正をするわけですので、ご理解いただきたいと思ひます。以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） だから、準じてやっていくのであれば、いわゆる電力や何かに対しても引き下げを図るのであれば、新たな異境する自治体の問題ですよ。いわゆる川俣の住民からは従来どおり取るんだという根拠がなくなるでしょう。国や県に対しては引き下げるんですよ。だったら、住民に貸し出している駐車料や何かも準じて引き下げなくちゃなくなるでしょう。そういう形で提出されるのなら私は理解しますよ。町民に対しては今まで通り払え、ただ、電力だのは、大きいから安くしてやると言わんばかりの姿勢でしょう。これでは住民に奉仕する自治体という役割は果たせないと思うので、その辺について再度お願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁いたします。

この道路使用占用料の徴収条例の一部改正でございますけれども、これについて

は、道路法の施行令の改正に伴って、これは国の方での改正が行われたわけであり
ます。それに従いまして町の方、各自治体等も、そのような改正を行っているわけ
であります。今、質問されておりますけれども、じゃ、よそはどうなんだというこ
となんでありますけれども、この道路については、このようなことで行っておりま
すので、今回、町の方でもこれに準じた改正をしたということでございます。ご理
解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。
これから議案第13号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第13、議案第14号「訴えの提起について」を議題と
いたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。
これから議案第14号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第14、議案第15号「平成22年度川俣町一般会計補
正予算（第7号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第15, 議案第16号「平成22年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○1番(高橋道弘君) 1点だけお聞きしたいんですけど、7ページの繰入金で、一般会計の繰入金が2,059万3,000円で、トータルが1億5,700万円に今度なりますと。こういうことなんですが、一方の療養給付金、上の方ですね、上の方は逆に1,676万8,000円減るんですよ。療養給付費交付金が減るということは、給付費が伸びてないということなんだろうと思うんですけど、一般会計の繰り入れが伸びるということは当初予算、23年度の当初予算では交付税措置額を全部入れるということで措置しているというのは見れば分かるんですけど、この2,000万円は、要は当初では33%カットして、あるいは2分の1カットしているか分かりませんが、カットしていた分を今回これで乗せて交付税措置額を全部やるということでの2,000万円の増額なんだかどうかだけ確認したいんですけど。

○議長(佐藤喜三郎君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(佐藤真寿夫君) 質問に答弁をいたします。

はじめに、補正予算書7ページの説明欄の現年度分で支払基金からの現年度分の療養給付費の交付金の減額につきましては、概算交付額であった額の変更による減額で、この下の繰入金と連動はいたしません。1,676万8,000円の減額の数値に基づいて減額をするもので、その下の繰入金につきましては、財政安定化支援事業の確定により増額をするもので、当初1,552万8,000円で見えておりましたが、2,675万2,000円に最終的に増額決定されたために、今回1,122万4,000円増額としたものであります。その下の保険基盤安定繰入金につきましても、保険税軽減分の額の確定に伴いまして936万9,000円増額となったものでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長(佐藤喜三郎君) 高橋道弘君。

○1番(高橋道弘君) 難しく言われると、みんな分からないと思うんですけど、例えば新年度予算を見ると、新年度予算で一般会計の繰り入れは1億6,100万円と書かれているわけね、新年度予算ではですよ、23年度予算は。ですから、1億6,100万円というのは交付税措置額を全部入れたと、さっき町長答弁しているわけ

でしょう、一般質問で。ですから、ここの補正は額の確定とかうんぬんかんぬんと、その理屈を言うとそういうことになるかもしれませんが、要は交付税措置額全部見込むために全部補正したんですかと、それとは関係ない話なんですかということを知っているんです。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

交付税算入額、全額繰り入れるというルールに従いまして、今回、額の確定に伴い全額繰り入れを行うものでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） であれば、予算の説明のときに、ずうっとこの間、交付税措置額の話というのは議論されていることなから、そういうことをきっちり説明しないと、要は何のために増えたのかも分からないし、なんだか分かったか分からないかのうちに可決されることになるわけじゃないですか。ですから、分かりやすいように具体的に説明をしないと、我々議員が理解できないということは、我々が町民に聞かれたときに答えるわけですから、何のことだか分からないということになっちゃうわけですので、今、議論になっている的を射たところでの説明をきっちり提案するときにはしていただきたいと思います。これは要望です。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時です。

（午後0時00分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。 （午後1時00分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第16、議案第17号「平成22年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 介護保険の補正なのですが、今こういう異常事態の中で介護保険の介護を受けている方や何かに対する手厚い見守りや何かがなければ大変なことになると思うのですね。そういうことをきちっとつかんでいるべきところ、いわゆる地域包括支援センターや何かに対する、うちの場合は委託しているわけですが、委託先に対する完全なフォロー体制を取っていかないとならないと思うんですよ。いわゆる、そこをフォローするための燃料もないというような実態が出ていると思うので、それらについては、どういう手立てが打たれているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番の質問に答弁いたします。

これについては、災害本部の中でも議論しておりまして、いわゆる、センター、ここには病院もございまして施設がございまして。そちらについての燃料についても、とにかく不足しがちだという情報をいただいております。最優先に対応してほしいということを県の総合対策本部の方には申し上げながら、支援体制、あるいはまた医療体制に支障を来さないように私どもも要望を申し上げながら、情報を出して、あるいはまたいただいて相互連携をもって今取り組んできているところでございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 川俣も対策本部があるわけですから、県がどうのこうのということでは手は打てないと思うんですね。確かに県や何かからガソリンや何かを支給してくれということをお願いするのはいいと思うんですが、こういう時期の中で一人暮らしの老人や何かがたくさんいるのは分かっているわけですから、そういうところをきちんと回れるような緊急自動車としての対応をすとか、何かすれば燃料も入るわけですから、そういう手だてを県がどうの、県がこうのと言っているんじゃないし、町独自としてもやれることはあるはずなんです。そういうことを一歩踏み出してもらい必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺についてお尋ねします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 一人暮らしの安否確認等も含めて、また施設も含めて、町の方でできるものは、いわゆる救急車両、緊急車両についてのガソリンの配分も、これは決まっておりますので、そういったことも最大限活用しながら、特に地域における各消防分団の皆さん方も、そういう地域の皆さん方の一人暮らしや何かを確認するための活動をしていただいております。油の問題もございまして、それらの皆さん方には、これは緊急なガソリンだというようなことでの配分を、重点的に配分をしながら、今その確認にあたっていただいております。山木屋地区等についてもようやくまとまり、それを集計する段階になっているのでありますが、そのような質問にあるようなことについては、本当にこういう状況でございますので、大事なことでありますので、私どももそこに意を尽くして取り組んでまいっております。

ので、ご理解を賜りたいと思います。また、今もいろんなことが続いておりますので、これを終わるんじゃないくて、今もこれからもその辺についての配慮をしながら取り組んでいく考えでおりますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、ガソリンにつきましては、これは町単独ではなかなかできません。国にも何回も言っておりますし、県にも言っております。おかげさまで昨日から動きが出てきまして、今日はまた一步進んで、スタンドの方も緊急車両だけじゃなくて一般にも開放するというようなことで動いていただくようになりましたので、ガソリンについてもだんだん解消が図られるのではないかと思います。ただまだ本日も並んで給油している状況には変わりはありませんので、今のような質問も受けながらも、今までもガソリン等についての要望活動をしてまいりましたが、これからも強く要望をしてまいりたいと思っております。なお、町の方については、いろんな配慮をしながら対応しているところがございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第17、議案第18号「平成22年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第18，議案第19号「平成22年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第19，議案第20号「平成23年度川俣町一般会計予算」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） いろいろあるんですけど、1点だけ確認したいんですが、93ページに養護老人ホーム等の大規模改修補助金2,243万円と載っているんですけども、この度の大震災によりまして川俣光風園はあまり被害が無いやに聞いておりますけれども、桑折緑風園は古いがゆえにいろいろ被害があるようなんですけども、そうしますと、私が聞き及んでおりますのは、28日に組合議会、広域組合の議会をやるという予定になっているけど、これもやるかやらないか分からないと、やらない場合は管理者の専決で全部進むんだみたいに聞いているんですが、その被害が出ているのは3月段階ですよ。そして、4月1日から法人に移行したときに2,200万円に49万円、川俣町の負担金が、それよりも負担が直すところが追加されたと、結局大震災によって。その場合に今のまま移行した場合に、その被害出た分ですね、その改修費というか修繕費というか、そういった災害対策に関わる工事費、予算、これらについては、どのような取り扱いになってくるのかを聞きをしておきたいんですが。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

4月以降につきましては、連絡調整会議というのが2つございまして、1つは工事に特化した連絡調整会議ということで、福島市が幹事となって構成町、構成市町村の担当を集めてやる調整会議がございまして、ただいまのような件の中身につきましては、構成市町村集まって、その連絡調整会議を開催いたしまして実態をきちっと把握しながら、その中でよく協議をして対応するということになっておりま

すので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） それは、ちょっとおかしいんじゃないかと思うんですね。だってこの震災は予定していないわけでしょう。予定していなかったわけですね。ですから、予定しないものが3月に発生して、そのことについて今、広域行政事務組合は存在しているわけですから、その存在しているところで協議しないで、解散しちゃって移行しちゃって、それから、前の段階の組合が所管しているときの話をしますという話をしているわけじゃないですか。組合が経営しているときの話。それって、移行するという法的なところが全く意味がないことになるわけでしょう。ですから私は今度、町長にお願いしたいのは、こういう事態ですから4月1日以降というのをずらしても、全部その責任が発生しているわけですから、そこはずらしても、整理1回してやるというのが私は筋ではないかと思うんですけども、今のやり方は、ちょっと超法規的というか、法律的には成り立たない話なんではないかと。3月31日現在で債務負担が確定しないと、それは支出できないわけでしょう。そのために3月中に議会やるといっているわけですから。その辺、だから、今の段階で解散しちゃって移行していくということについて私は非常に危惧をしているんですね。現場も混乱するんじゃないか、あるいは費用負担についても非常に問題が出てくるんじゃないかと思っていますので、そのあたり町長、延期をすとか、そういうことが考えられないのか。そして、安心したところで移行していく、安定したところで移行していくというふうな段取りはできないのか、町長、考えをお聞かせください。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 1番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

現在、川俣光風園から被害等についてのことは受けていないのであります。ただ、質問にありますように、桑折緑風園の方は古いということもあるかと思ひますけれども、そういった今回の被害が出ていると、このような状況については、事務局の方で把握をして、質問の趣旨にもありますように、3月のやつでありますから、これは明確に確定したうえで、その対応、対策を立てていくことが私も筋だと思っています。これが4月になってから、前のことはどうだというようなことで議論して、今答弁申し上げましたが、先ほど、前の議会でも言ったように、いわゆる首長を含めた会議とか何かやっておりますけれども、その前の段階で、これは私も確定すべきじゃないかと思っていますので、質問の趣旨を踏まえながらこの広域の中の議論をさせていただきたいと思っています。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 14番 遠藤です。

まずは、本年度の予算の中から、原子力広報安全対策費というのが、これ今年ゼロになったんですね。これは危険だから、安全でないからこのものはなくなった

のか、どういうことでこれがゼロになったのか、この根拠を、私は前からこの問題を取り上げていたので、安全でない原子力を安全な広報をするのはやめるべきだと、これは再三再四、何年にもわたって私は言ってきたんですが、これがなくなったということは、やっぱり危険だということを認めたことになるのかどうなのか、その辺のことについて質しておきたいと思います。

それから、205ページになりますか、富田幼稚園の園舎等修繕等工事費というのが組まれているんですが、これ、富田幼稚園については耐震工事をきちんとやった建物なんですけど、これに1,000万円をかけて園舎を修繕しなければならないような事態が起こっているのかどうなのか、これらの点について説明を求めたいと思います。

それからもう1つは、こういう今のような事態の中で、これ100ページになりますかね、保育園の運営事務の委託がきちんとできていくのかどうなのか。これについても、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

予算書でいきますと148ページ、149ページのところになりますが、148ページの下ほどの方に原子力広報安全対策費ということで、今年度はゼロということで、昨年度までは26万4,000円ほど国の方から交付をいただいたところがあります。この中身につきましては、定額で毎年、だいたい20数万円定額でいただいていたわけでありまして、この使い道の主なものにつきましては、主に消耗品の対応ということで、主にパンフレットなり、いろんな町の方で利活用できるものについては、おおむね利活用させていただくような消耗品で対応させていただきました。今般、いろんな面で事業仕分け等もありまして、いろんな、ただ単に消耗品を買うだけではだめだと、ある程度その原子力の広報になるような冊子等を購入して、皆さんの方にお配りをして周知をなささいということになってまいりました。22年度につきましては、そのような対策で冊子を購入いたしまして、原子力についての冊子を各施設の方に配布をさせていただいた経過があります。そういう意味で大変使い勝手が悪くて、あとアンケート調査も行いまして、その冊子等についてはある程度不用まではいかなくても、そんなに必要ではないというようなお話もいただいた経過がございます。そういうことで、平成23年度におきましては、広報の部分だけになってしまいますが、20数万円でありまして、冊子等の購入を今後続けるということも意味がないだろうと言うこともございまして、今般はゼロということで予算は計上させていただかなかったということでもあります。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君） 14番 遠藤議員のご質問の中の富田幼稚園の園舎と施設修繕等工事費1,002万円の件でございますが、これは富田幼稚園の耐震補強工事を実施いたしました、その過程で建設事務所の方から浄化槽を合併浄化

槽に変更すべき、これが当年度に工事が入っているのであれば、次年度以降なるべく早い時期に合併浄化槽に交換すべきというふうな指摘をいただきましたので、今般、新年度予算に計上させていただいたものでございます。

それから、保育所の4月以降の運営業務につきましてのお質してございますが、今現在、社会福祉協議会の方と引き継ぎの状況などについて再確認をしております。4月1日から委託するというふうな方向でおりますが、再度再確認をしているというふうな状況でございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 保育所運営について再確認をしているということは、この予算はご破算だということになるんですか、確認の結果によっては。だから、その辺のきちんと予算出しておいて、今こういう事態だから大変なら大変なりに延期をするとか1か月引き延ばすとかということを出てくるなら分かるけれども、再確認しているんだって、再確認してから予算出したらいいだろうというのが我々の立場からすれば当然のことなんですよ。その辺は、まずどうなっているのかということと、併せて教育振興費や何かの中で、これ今、非常に学校や何か教材が変わったり何かということていろいろ大変な時期なんですよ。本来、進級するまでに事前に置いていなければならないようなものが、やれないままに急いでやっていた時点で、こういう事態が起こったというのが現状だと思うんですよ。そういうところを取り組みとしては、だから私は非常に学校教育が非常に大変だなと。そういう点では、今、学校の現場を避難民から明け渡したというのは非常にタイムリーだと思うんですが、教材や何かも大幅に変わって、例えば進級する前に教えなくちゃならないものが残ったままにこの事態が起こっちゃったというのが現状だと思うんですよ。そういう点を今後どのような体制を取っていかうとしているのかについても質しておきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

すみよし保育園の保育所運営業務につきましては、ただいま課長がご答弁申し上げましたとおり、協議を進めながら確実に4月1日から運営できるようにいたしてまいりたいと、このように考えております。

2つ目の学校教育でございますが、既に子どもたちの教科書をはじめ、教材教具等は発注済みでございます。議員ご指摘のように、今、本町の小中学校は各地からの避難民を受け入れまして大変な状況になっております。本日もすべての職員が出勤いたしまして、校舎の清掃等にあたっておる状況の中で、子どもたちが4月6日の入学式以降、学習に支障のないように各方面に連絡をとりながら教材教具の配置に努めてまいります。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

石河清君。

○13番（石河 清君） 13番です。

災害対策費は、174ページに取られているんですが、今回の大震災ですね、もちろん町長もご存じのように、町単独での農地関連、あるいは宅地関連で、今回も大変宅地なんかもやられております。今回は特に私の方の地域でも建物自体の屋根瓦がだいぶ落ちちゃったんですね。ですので、やはりこれらに対しても、やはり町独自の、当然今までやってきた宅地関連、農地関連と同じく支援をしていくべきだというふうに私は思うところがございますけれども、その辺の今後の対応についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 13番 石河清議員の質問に答弁をいたします。

今回の3・11の東日本大震災にかかる件につきましては、当初予算には当然組んでおりません。今後、状況を調査をいたしまして、臨時議会などを開催しながら等も含めて対応してまいりたい。その対応策の中には、今回の今の質問にもございましたが、そういったことも踏まえながら、しっかりと予算付けをしながら対応していく考えでありますので、よろしくごお願い申し上げます。なお、今回は大変大きなことでございます。町の予算だけでは足りないところは、当然、国・県等の方にも要望を今、しているのでありますが、そういったことを含めながら総合的な災害対策に当たる考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第20、議案第21号「平成23年度川俣町国民健康保険特別会計予算」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） この国保については、先ほど私、一般質問でも申し上げたわけですが、この予算でいきますと、2,000万円ぐらいの国保税が町民から多く納めてもらわなくちゃならないというような予算の組み方になっているわけですね。今、この状況の中で、更に町民の皆さんに国保税、総額ですが2,000万円値上

げするという、こういうことは到底今の現状から、今の町民の暮らしからすれば非常に大変な事態になるということが明らかなのですから、これらについては値上げをしないで済むという方向での考え方がないものかどうなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁を申し上げます。

現在の町で持っております国保の基金の現在高につきましては、349万9,000円ということで、非常に少なくなっております。平成18年度から平成21年度まで4年間につきましては、こうした基金や前年度からの繰越金を充当しまして国保税の税率のアップを抑えてまいりましたが、平成22年度、今年度につきましてはこのアップも余儀なくされ、具体的には所得割と平等割の増額を行ったところであります。このことによりまして本年度は1人当たり17.8%、1世帯当たり17.7%増の前年度比較となりました。ただ、資産割り1人当たりの資産割額と1人当たりにかかります平均割につきましては、据え置きをしたところであります。こういったアップに伴う、議会の皆さんに対する説明につきましても、昨年6月の本賦課にあたりまして、6月の議会の全員協議会に説明資料としまして保険給付費、費用ですね、費用の伸び具合と基金の動向、それから国民健康保険税等の推移の見込みということで、今後5年間の国保税の推移見込みを説明申し上げました。その資料では、医療給付費の伸びによりまして、1人当たり、1世帯当たり税額の伸び率は、ここ5年間5%台で推移するという内容でございました。昨年の所得が確定してから来年度の国保税の本賦課になりますけれども、新年度の国保税の本賦課これからということではありますが、昨年お示ししました資料の推移見込みの範囲内である5.6%増で国保税の来年度の当初予算の計上となったところでございますので、ご理解を頂きたいと思っております。

なお、予算の編成上、当初予算の提案の際にも申し上げましたが、国保税は歳出での特に医療費の伸びを勘案しまして歳出にかかる応分の国、県支払基金等の負担金、補助金等の収入を見込みまして、不足する額を国保税で補う財源構成となっておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 本課税の中でも、まさに所得を見たらうえで更に課税を決めると思うんですが、実際問題として町民の所得は減り続けているんですよね。減り続けている町民所得、これで税額だけは確保しなければならない。所得は減っている中で税だけはどんどん上げていくという、こういうやり方になってしまうんですね、今の制度上の問題として。だから私は、ここに基金なりなんなりに、やっぱりきちんと充当して値上げ分を抑えるという努力をしないと、このままでは正に払いたくても払えないという人がまた出てくる。そうすると、徴収の方では否応なしに差し押さえをかける、年金までが奪われる、こういう悪循環が更に深まっていくということだけは明確なので、これらについては再検討していただきたいと思う次第であ

ります。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

とにかく国保の値上げは抑えられないのかというようなご質問でございます。基金の問題も含めてのご質問でございますけれども、そのことについては、ただいま答弁申し上げましたような環境の中にごございますので、本算定の中でどのような状況になってくるかも再確認を、そこでこそ再確認をしながら、やはり国保税の引き上げをいかに抑えることができるかについて、また検討を加えていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 国保税引き下げるといふか、据え置くといふか、その低減化するといふことで本当は一般質問したかったのですが、町長、これ予算書の11ページ見ると、一般会計の繰入金、今年から交付税措置が全額入れましたといふことで1億6,100万円になっていまして、去年に比べて4,000万円増と、こういうことなのですよね。ですから、逆のやり方をすれば、今まで4,000万円くらいですよ、一般会計で出すべきものを、ずうっと出さないで来たといふことですよ、今まで。ですから、5年間さかのぼって考えれば2億円だといふことになるわけですよ、単純計算すればですよ。イコール2億円ではなくても2億円弱くらいの金額を、本当は一般会計で国保に入れるべきだったものを入れなかった結果、預金を取り崩して、税金上げて、滞納者が増えて、困っている人が増えると、こういうことになっているわけですよ。今、震災があって、前年度課税ですから、今年は4月から収入が3月こういう状態ですから4月から収入がない自営業の方、これから風評被害などが予想される農家の方、こういった方々は所得がなくなるわけですよ。でも、前年度課税で国保税が算定されて同じく請求されれば当然払えない人が続出してくると、こういうふうには私は想定しているんです。そう考えますと、この一般会計で今まで留保していた分、交付税で交付税措置額を留保していた分くらいは、やっぱり5年間さかのぼって、いっぺんに出せとは言いませんけれども、それに見合った相当額を、やっぱり毎年度支出をしていって、国保税の税額を抑えると、保険税のアップを抑えるといふことに努力をなさる考えは無いのかなと。臨時会、近々に開くのでしょうから、これらも是非一般会計だけでなく、あと介護保険のこともあるのですが、国保税もそういった考え方を持つべきではないのかといふのが1つと、あともう1つは、調整交付金ですか、これも毎年減額になっていまして、これは町がまず小学生まで医療費を無料化した、中学生まで医療費を無料化した、ということに伴って、国県の調整交付金が減ってきているというのは、これは紛れもない事実ですよ。ですから、その分は町の施策としてやっているわけだから、全額、減額になった分を国保の加入者にだけ負担をかけるといふのも、これまた不平等ではないかと私は思うんですよ。ですから、そういうことを

考えますと、交付税措置額の今までの留保分、それから、町独自として子育て支援のためにやってきた中学生までの医療費無料化に伴って減額されてきた調整交付金、これらのものを試算して、それに見合う分を今後計画的に国保会計に一般会計から繰り入れて、そして国保加入者の税額を低減させると、あるいは最低でも据え置くというふうな施策を考える余地はないのか、町長にお聞きします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 1番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

川俣町の国保会計、国保財政については、ずっと歴史的に今のような議論を重ねてきております。議員もご存じのとおり、当然交付税措置額も全く入れない半分ぐらいできた時代はいっぱいあったわけでありまして。しかし、このような状況の中にあっては、厳しい状況なので、まず、それらについてもしっかりと対応していこうというようなことで入れてきた状況がございます。また、今、調整交付金の関係もでございます。それらも町の方では医療費無料化やっております。一方ではサービスをし、一方での交付金措置もでございます。それらについては、すべてが国保にそれをしわ寄せしてきているのではないかと我々は思っているんですが、ただ、先程来質問にありますように、今回の大震災もございまして、今後の風評被害によるいろいろ考えられるのではないかと考えております。そういった意味では、総合的な町の一般会計も含めた、その予算の中で、この国保の中についても、やっぱり議論をしていく必要があると、そのように考えておりますので、質問にありますようなことも十分踏まえながら、この後の予算編成の中では当初予算はこれで出させていただきます。今後の本算定の中身で踏まえながら検討を加えさせていただきたいと思っておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） いろいろ議論をしていけば、町長も考えざるを得ないという立場に立つほかないわけですね、この国保問題については。このまま実際に執行するとしても、もう払いたくても払えない人がたくさん出るという、今年なんかの場合ですと、ますますそういう事情が厳しくなってくることだけは明確なわけですから、そういう中で基本的な予算を値上げ、大幅な値上げに通じる予算をこのまま通すというわけには私は参りませんので、私は反対いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決することに賛成の方は

起立願います。

(起立12名 不起立3名)

○議長(佐藤喜三郎君) 着席願います。

賛成多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第21, 議案第22号「平成23年度川俣町介護保険特別会計予算」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○1番(高橋道弘君) 確認したいんですけども、この予算を見ますと、歳出では保険給付費が1億6,000万円と大幅な伸び、介護施設等が出来たことによってそういうふうになるんでしょうけれども、1億6,000万円の増ですよ。それに対しまして歳入の方を見ますと、7ページに国の支出金、これ過年度分で3,000万円、それから59ページ、61ページの県支出金で、過年度分で2,600万円と、こういうふうに5,600万円の過年度分を見込んでこの予算成り立っているんですね。先ほど可決されました補正予算で、この分が落ちているわけですよ。3月の補正予算でこの5,600万円が落ちて、新年度で受け入れますと、こういうことになっているのですけれども、落ちた分を介護保険基金から3,400万円繰り入れ等によって22年度は乗り切ったわけですよ。この状態の予算で、同じく来年の3月段階で、現年度分で見込んでいる国庫支出金2億6,000万円、県支出金2億1,000万円というのがありますけれども、これが22年度と同じように5,000万円、あるいは6,000万円、次年度も繰り越しますよということになった場合に、今度基金がないわけですよ、1銭もね。川俣町は。その場合には一般会計で繰り入れて補てんするしか乗り切るすべはないと思うんですけども、そういったやりくりで、本当にこの予算を執行できるのかという私、疑問が非常にあるのですけれども、その辺は大丈夫なんですか。

○議長(佐藤喜三郎君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(佐藤真寿夫君) 質問に答弁をいたします。

平成22年度の3月補正予算におきまして、今ご指摘いただいたとおり国費で3,078万2,000円、県費で2,616万9,000円、合計5,695万1,000円歳入不足になっております。そのような事態に平成23年度なった際にどうするのかという危惧された質問かと思っておりますけれども、基金につきましては、22年度ですべて繰り入れる予算化をしておりますので、この状態でいきますと基金もあてにできませんので、最終的には県で設置をしております介護保険の財政安定化基金を活用することになります。この基金につきましては、介護保険法の規定で、国が3分の1、県が3分の1、保険者である市町村が3分の1の割合で、それぞれ資金を拠出しておりまして、県で基金を造成したところであります。川俣町でも介護

保険がスタートしました平成12年度から平成20年度までの9年間で拠出は終わっているんですけども、総額1,560万7,000円拠出をしております。県の現在の基金残高が49億8,800万円の原資がありますので、町の介護保険として保険財政の支出に不足が生じた場合につきましては、この県の基金をする方向で考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 借り入れるということは、あと返すということですよ。

借り入れるということは、あとで返すということになると思うんですよ。そうしますと、今年度も保険料は上がるわけですけども、その5,000万、あるいは6,000万幾らになるか分かりませんが、今年度並みのいわゆる歳入不足に陥る可能性は非常にあるわけですよ。その場合に借り入れて返すということは、後年度の保険料でその分を徴収するという考え方に立つのか、それとも、一般会計で補てんしてやるのか、その辺の方針をきちっと持たないと、単にこれだけでいいということにはなかなかないと思うんですけども、場当りのやっていたのでは。ですから、その辺の考え方がどうかということと、あと、国保会計は一時借り入れということで、どうしても足りなくなったときには規定があるんだけど、介護保険は一時借り入れの制度仕組はないですよ。ですから、そうしますと全額あとで保険料に転嫁していくのか、町が一般会計で補っていくのかという、その辺の方針はどういうふうになるのか、その辺もお聞きしておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁を申し上げます。

次期計画となります第5期の介護保険事業計画、平成24年度から26年度3年間の介護保険事業計画の中に、そういった拠出していた部分の基金借り入れについての額についてもその計画の中に盛り込んで返済していくような計画になります。ですので、一般財源から、一般会計からの補てんということではなくて、保険料も含めました全体の事業計画の中で計上していくことになりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） ということは、いずれにしても、国にしても県にしても負担が増えていく状況では今ないわけですから、保険料に転化せざるを得ない部分が多々ある、ウエートとしては占めてくると思うんですよ。町長、これから災害対策もやらなくちゃいけない、国保税の据え置きの話もしなくちゃいけない、そういった中で、介護保険だって、これ大きなウエートを高齢者の人を含めて40歳以上の人は持っているわけですから、そういった中でやっぱり総合的に考えた場合に町長としてそこをどうクリアしていくのかという財政方針というか、考え方。特に、私が疑問を持っているのは、さっき先走っちゃたけど、そういうときに、いつ造るか分からない火葬場に5,000万円も拠出して行って、その片方で介護保険は上げるんだ、国保は上げるんだという話は、私は実態というか、町民の皆さんの現実の生

活から考えたら、どっちを優先すべきなのかということがあるので、その辺の見直しということも含めて町長に考えがあるのかどうか、お聞きをしておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁を申し上げます。

介護、いわゆる福祉、社会奉仕関係のですね。これの繰入金は、どんどん増えていくと思っております。制度的に見ても、例えば3分の1負担、3分の2負担、そういう負担額で決まったやつでも、その額は増えていくものと思っております。今年度も増えております。ですから、町の財政は限られた歳入でありますから、事業そのものについては大きく影響が今後出てくると思います。そういった意味では、大きな事業はなかなか取り組めない時代になってくるのではないかなと思っておりますので、今後の財政見通しの中でも、しっかりとその辺を組み入れながら予算化はしていかなくちゃならない。今現在で、質問にありましたようなことについての繰り延べ等については考えておりませんが、しかし、現実的に今後の中では、この介護なり国保なり後期高齢者も含めて増えていく傾向はあるんじゃないかなと思っておりますので、そういう福祉関係の予算が増え、投資関係の需要はどんどんどんどん減っていかざるを得ないということになる傾向になっておりますことも十分理解して予算編成に当たっているところがございますので、質問の趣旨のようなことは十分入れながら、その中に生かしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第22，議案第23号「平成23年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第23，議案第24号「平成23年度川俣町水道事業会計予算」を議題といたします。これから本案について質疑に入ります。

遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 23年度の水道の予算、提示されているわけですが、この23年度の予算では恐らく対応、間に合わないんだろうと思うんですが、今、水道水に放射線が入っていると。調査したのは小綱木で取水している浄水場で取水したんだというのが明らかになってきているわけですが、今これに対応するような予算を、例えば放射線の除去はどうするのかなんかって言うのを早急にやっつけていかないと大変になってくるんじゃないかと思うんで、今、当面のやっぱり今、外のほかの町や何かの対応を見ていけば、放射線汚染になればミネラルウォーターを配るとか何かという対応を、すぐ隣町なんかでは、村なんかでは即やっているんですね。そういう点から見ると、予算を審議する中でやれる問題でもないとは思いますが、今、町民に、あの水道水から放射線を除去するための予算は組まなくていいのかどうなのか、また、今、乳幼児や何かに対するこれは深刻な問題になっています、今。この毒だと分かっている水でミルクを作るのは非常に恐ろしいと、そういうところに対しての水を配給する問題や何かというのを、これ早急に取り組まなくちゃならない問題なんじゃないかと思うんで、その点について町の考え方を質したいと思えます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問でありますけれども、水道会計の当初予算の中での対応については、現時点ではそれはできないわけでありましてけれども、質問でありますようなことについては、川俣町は308ベクレル、その後は152、122と下がってきております。隣の村では900・1000近いくらいありました。私どもの方とは全く違う数値が検出されておまして、これについては県の方でもペットボトルの水を配ったりしております。昨日は、川俣町の方から水もやれないかという話があったわけでありましてけれども、それらは川俣も被災地でありますから、そんなことは出来ないということで、具体的にはそれはやりませんでしたけれども、そのような問い合わせがあるくらい村民の皆さん方も水については大変危惧をしております。しかし、飲んでも大丈夫だという説がありますけれども、川俣町の308に対して980くらいでしたか、非常に高い数値を示しております。ですから、そのような対応を早急にしなければだめだということでやられ

た経緯がございます。そういうところは、我々も現実の数字というものをしっかりと見ながら、そして、またそれを町民の皆さんに出して共通情報、共通理解の下に対応策をとっていきたいと思っております。したがって、今、放射能を除去する装置を川俣町で水道に取り付けるべきじゃないかというような質問でございませぬけれども、今そこまでは至っている状況ではございませんので、安全安心な水ということでの現時点での認識を持っております。ただ、不安が広まっております。まず、そういったものが風評被害になっているんじゃないかなと思っております。それが風評被害だけじゃなくて実質についてのことは実質として視なくちゃならない。しかし、それらが安全にかかわらず、だめだということでの風評被害になりますと、川俣町すべてになります。ですから、しっかりと現実の数字は見つめながら、やっぱり対応し、それを公にしながらやっていくことが、今我々に課されている任務だと思っておりますので、安全安心のためにも水はしっかりと守っていきたい、そのように考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） だから、308だから安心だという保障はどこにもないんですね、今。だから、308の放射線の汚染があるのであれば、乳幼児を抱えた人達や何かは非常に不安になっているんですよ。そういうところに保健センターなりなんなりで新生児や何かをおさえているわけですから、せめてそこにだけでもちゃんと安心して飲めるような水を届けきる、そのことが、いわゆる住民の動向をちゃんと押さえるうえでも大切なんじゃないかと思うんです。小さい子供を抱えた人たちや何かは、もう川俣では安心できないと言って出て行ってしまっている人いっぱいいるわけですよ。その実態だって町はつかんでないわけでしょう、今。だから、まずは今この時点で、乳幼児や何かの実際はどういうふうな状態にあるのかをつかむうえでも、やっぱり安全な水を配って、その確認を含めながらやっていくくらいの、県から言われぬ、国が安心だと言っているという、それだけでは行政としての役割は果たせないんじゃないかと私は思うんですよ。今、町民が抱えている不安に対して適切に答えていくという、こういう姿勢が取れなければ、風評が悪いのだといったって、実際に放射線が降っていることだけは確かなので、それを危険だというのが風評だというのはのだったら、それは誰も何も言えなくなっちゃいますよ。町の中を歩いてみなさい、ほとんど歩いていないんですよ、住民は。そういうことをきちんと行動として起こしていかなければ、対策本部をいくら立ち上げたって、住民の安心した暮らしを守ることにはならないと思うんで、私は具体的にそういう行動に出るべきだと思うんですが、出られないんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

現在の時点では、安全安心だということのお話をいただいておりますので、今は現状のままで推移していく。ただ先程来、出ている一人暮らしも含め、またそうい

う乳幼児も含めて、そういう実態がどうなっているのかということ把握することは、これは大事でありますので、このことについては取り組んでいきたいと思っております。

なお、そういう不安等がございますので、本日の講演会を企画いたしまして、専門家の立場からのお話をいただいて、私どもも、より現状についての認識を。それを受けてまた対策対応にあつたて行きたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第24、議案第25号「平成23年度川俣町簡易水道事業特別会計予算」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 浄水場の方は308だというふうなことがあるんですが、じゃあ簡易水道はどういうふうな値になっているんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（沢井一雄君） 数値でございますけれども、ただいま県下におきまして放射性物質に関しての測定できる機関は1つしかございませんので、県に強く要望いたしまして毎日ということをお願いをしたんですけれども、今は、農作物をと、そういった事の関係もございまして、ただいま千葉県の方の検査に出しております、今日、明日中に簡水に関しましての数値が届くと思いますので、そのときに発表いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 結局、浄水場がこういう状態になっているとすれば、簡易水道だって恐らく表流水ですから、ほぼ同じくらいの数字になっているんだと思うんですが、そういうことを住民には何ら知らされていないまま推移しているということがいちばんの不安の材料になるんですね。町の中だって、場所によっては放射線の量や何かというのは所々で全然違うわけですから、だから、今この時点でやっぱ

り川俣町が最前線なんだと、あと、ここから先はみんないなくなっちゃっている訳ですから。県や何かともきちっと対応して、町独自でもやはり放射線量や何かは測定するんだと、測定器具を貸してくれということでもちゃんと交渉して、そういうものを備えて、それで安心安全なんですというなら分かるけれども、他人任せですべてやっていて安心安全だといっても、これは誰も信用できないですよ。だから、そういう点で、今きちんとそういうものを示していかないと、これから作付け時期やなんかですからね、外に出なくちゃならないんですよ。そういうものをどういうふうに対応するのか、それらの問題についてもちゃんと質しておきたいと思えます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁いたします。

今の質問がありました件につきましては、県の方にも、これは再三再四要望して、水の検査についてお願いをしているところでございます。ただいま申し上げましたとおり、県の野菜の検査等も踏まえて非常に大きなものになっておりまして、県ではできないということだったんですが、日本ではあと千葉でやっているということでもありますので、千葉の方に送ってまでもいいからやってくれということで、そう言ったところ、じゃ、そうしますということで千葉の方に送ったところでございます。私は、毎日この検査を行いたいということで県の方に申し上げて、17日から検査に入らせていただいているわけではありますが、質問の趣旨も全くそういうことだと思っております。我々がそういったことをしっかりと踏まえて情報というものを町民の皆さんにも出していくことが大事でありますので、しかし、根拠となる数字は検査の結果でありますので、それらが出てき次第すぐに、それらはまた広報、チラシ等を通じながら町民の皆さんにお知らせをしていきたいと考えております。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 水道と簡易水道の話は、そういうことで町長が一生懸命やっていただければというか、すぐにやっていただきたいと思うんです。それで、いずれにしても臨時議会で、また対策対応の予算が出てくると思うんですが、その際に川俣町の水道普及率は66%くらいしかないわけですから、4割弱の人は井戸水、地下水を飲んでいるわけですよ。ですから、井戸水のサンプルも採ってやっぱりやってもらわないと、水道と簡易水道は良かったんだけど、井戸水は汚染されていたんだということが後で分かっては困るわけですので、是非井戸水の検査体制ということもその中に加えて、1町8カ村合併していますから何か所がいいのか、専門家に来てもらわないと私も分かりませんが、やっぱり井戸水のサンプルもきちっと調査をして、町民の皆さんに安全安心を与えられるように情報公開を是非お願いしたいと思うんですが、そういう考えはお持ちでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 1番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

地下水についても大変要望がございます。どうなっているんだろうというのがありますので、我々もこの地下水についての調査についても県の方に要望しております、具体的に今そのような状況でございますが、千葉の方に、送っていただきました。また、それが返ってきますので、更に地下水についての調査も要望し、これを是非実現して調査結果を我々自身も把握していきたい。そして、また町民の皆さんにも把握していただきたい、ご理解を深めていただきたい、そのように思っております。それを踏まえながら、地下水の状況等について専門家、県の方に問い合わせをしているのでありますが、地下水は浄化されるので、放射能に放射性物質についての汚染というのは大変少ないというような話も出されております。しかし、町民の皆さんは不安なんですね、そうは言われても。で、今質問あったようなことだと我々も同じ思いでありますので、その点も踏まえて、この検査について、また、今もやっているのでありますが、これからもそのようなことで調査は是非これはやっていただくように働きかけをしたいという考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） それで、これから放射能対策というのは長期化してくるわけですので、特に飲み水というのは、これは人間の生命を支えるものでありますから非常に大切なわけでありまして、そうしますと、町の財政とか町の持っている専門知識、これはゼロなわけですよ。町職員ゼロですよ。放射能対策なんていうのは、だれもやったことないし、知識も無いわけですよ。そういうことからいいますと、今の段階では県に要望するとか、国に要望する、それはそれで早急にやってもらうことなんですけど、やっぱり国、県の災害対策本部、この放射能に対する災害対策の本部を、本部というか前線本部でもなんでもいいんですけど、そういったものをやっぱりきっちり川俣町に持って来いと、川俣町で放射能を測定したり、野菜の濃度を測ってみたり、地下水を測ってみたり、飲料水を測ってみたりして、それで、即その地域の皆さん川俣町民は、みんなこうやって冷静に頑張って地域を守っているわけですから、その守っている住民の皆さん町民の皆さんに安全安心をきちっと与えられる仕組みというのは、一番はそれだと思うんですよ。情報を即公開するためには、ここに本部があれば一番いいわけだし、ここに測定器があれば一番いいわけですから、ですから、そういったことも含めて是非町長の方で先頭に立って頑張っていたいただきたいと思いますと思うんですが、町長はどうでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 質問に答弁いたします。

今般の原子力発電所の事故による放射性物質の拡大による被害等については、当町だけじゃなくて県内にもたくさんあるわけでありまして。特に今、隣の飯舘村、そして南相馬市、当然近くでは。また、あと田村の方の地域があるわけでありましてけれども、そういった中でも、今のような水の問題も含めて大変不安を持って心配さ

れております。そういったことは質問にありますとおり、国の県の対策本部を川俣町に持ってきてくれ、くらいの勢いでやらないと駄目だろうというように我々も思っております。既に県の方にも、そのような話をし、ここにある、一緒に動くということでのやつをまずやって頂きたいということで、先程来答弁しておりますように調査は川俣やってない、やってないんじゃないかと、やらないと駄目だということと言って今回実現するようになった経緯もございます。今、議員が本当に心配されて、こんなものではまだまだ駄目なんだと、もっともっと力を入れるべきだということだと思っておりますので、こう言う意を汲みながら我々も国、県の方に要望してまいりたいと思っております。地域間の連携、各自治体との連携も含めて、今、広域の中でも対応していることもございますが、そういう町民の不安を解消するためにも、また本当に命と健康を守るんだという意味でも、今回の放射能問題については大変大きな影響を与えておりますので、まずは第一義的には、やっぱり原因であります原子力発電所について早急に現状を収束すること、そして放射性物質が拡大することを防ぐ、放射性物質が出ていることを出ないようにすると、そのことが私は一番だと思っておりますので、そちらの方にも声を大きくして言っているところでございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第25、議案第26号「平成23年度川俣町奨学資金特別会計予算」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） これも災害関連なんですけど、今回はこれ打ち切っているわけなんですけど、奨学資金。今般の災害で財政的に、家計的に大変だという家庭は必ず出てくると思うんですよ。ですから、追加募集というか、そういったこともやっぱりやるべきだと私は思うんですけども、その辺の考え方はないでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君） 1番 高橋議員のご質問に答弁を申し上げます。

今後、町内、町民の進学状況など、また生活状況などにつきまして、調査のうえ、ただいまご質問のありました件につきましては検討してまいりたいというふうに存じております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第26、議案第27号「平成23年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） この工業団地の特別会計、特に中山工業団地のアサヒ通信に対する、いつ買ってもらえるようなことで話は進めたのか。本年度中に買って頂ける、という予算にはなっていないようなんですが、これらの話し合いはどのように進んでいるのかについて質したいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁いたします。

中山工業団地にかかる用地の売買でございますけれども、これらにつきましては、会社の方とも話をしている訳でございますが、まだ買い取るというような話にまでは至っておりません。現状の経営状況の中では、当分借りさせてくれというような話が出ておりますので、経済の動向、景気の動向、また海外等の動向も踏まえながら、会社としては今後考えていきたいということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第27, 議案第28号「平成23年度川俣町小島財産区特別会計予算」を議題といたします。

これから、本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第28, 議案第29号「平成23年度川俣町飯坂財産区特別会計予算」を議題といたします。

これから、本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第29, 議案第30号「平成23年度川俣町大綱木財産区特別会計予算」を議題といたします。

これから、本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。
これから議案第30号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第30、議案第31号「平成23年度川俣町小綱木財産
区特別会計予算」を議題といたします。
これから、本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。
これから議案第31号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第31、議案第32号「平成23年度川俣町山木屋財産
区特別会計予算」を議題といたします。
これから、本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。
これから議案第32号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで議事日程等の追加等について、議会運営委員会に協議していただきたいと思います。

ここで暫時休議いたします。 (午後 2 時 1 6 分)

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。 (午後 4 時 2 0 分)

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 議事日程の追加についておはかりいたします。

発議 2 件を本日の日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、発議 2 件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第 1，発議第 1 号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） ここで提出者の説明を求めます。

三浦浩一君。

○11 番（三浦浩一君） それでは、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者賃金の最低額を法律により保証するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作製する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされている。

この最低賃金の引き上げについては、昨年 6 月、政労使の代表からなる「雇用戦略対話」において、2020 年までの目標として「できるだけ早い時期に全国最低 800 円（時間額）を確保し、景気状況を配慮しつつ、全国平均 1,000 円を目指す」ことで合意された。

しかし、現在の福島県最低賃金は、時間額で 657 円となっており、この金額は政労使が合意し、目標として掲げた最低額と大きく乖離しているとともに、その水準は全国順位で 31 位と帝位にあり、県内労働者の賃金水準や経済状況などと比較しても極めて低いものとなっている。

このような最低賃金の水準では、県内の中小・零細企業で働く人たちや非正規労働者などの生活改善は望めないばかりか、最低限の生活を営むことさえも難しい状況であり、本県の貴重な労働力を他県に流出させることにもなる。

よって、本議会は福島県のいっそうの発展を図るため、福島県最低賃金に関する、次の事項について強く要望する。

- 1 福島県の最低賃金を「雇用戦略対話」における政労使合意内容に沿った引き上げとすること。
- 2 一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い発行日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月22日

内閣総理大臣 菅 直人 様

厚生労働大臣 細川律夫 様

福島労働局長 細谷國雄 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。
これから、発議第1号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第2，発議第2号「東京電力福島第一原子力発電所
原発事故に対する意見書」を議題といたします。
議会議務局長。

○議会議務局長（高橋清美君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） ここで提出者の説明を求めます。
三浦浩一君。

○11番（三浦浩一君） 東京電力福島第一原子力発電所原発事故に対する意見書
平成23年3月11日に発生した、東日本大震災による福島第一原子力発電所
の放射能汚染被害に対し、次の措置を取られるよう強く要望する。

記

- 1 放射能汚染による地域住民の健康被害を防止するため、万全の対策を講ずること。
- 2 すべての農・畜産物に対する所得を補償すること。
- 3 経営困難が想定される農家・中小企業の救済措置をすること。
- 4 放射能汚染地域の地方自治体に対し、全面的な財政措置を講ずること。

5 福島県のすべての原子力発電所を廃止すること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月22日

内閣総理大臣 菅 直人 様
総務大臣 片山善博 様
財務大臣 野田佳彦 様
厚生労働大臣 細川律夫 様
農林水産大臣 鹿野道彦 様
経済産業大臣 海江田万里 様
福島県知事 佐藤雄平 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なし認めます。
これから、発議第2号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） おはかりいたします。
これで本定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。
つきましては、川俣町議会会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思っております。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。
よって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。
今議会は、3月定例議会ということで、本来ですと私たちのいわゆる議員の任期の最後の定例議会になります。ということで、今回の災害の問題で議員任期の延期などの話もありますが、一応定例会の最後ということで、大変議員の皆様、そして、町長をはじめ当局の皆様には大変なご協力をいただきまして、この最後の定例議会を無事終了できましたこと、この4年間、大変皆様にはお世話になりましたことを、ここで御礼申し上げて閉会したいと思います。本当に、いろいろありがとうございました。

これもちまして、平成23年度第3回川俣町議会定例会を閉会いたします。ご
苦勞さまでした。 (午後4時28分)

本定例会で決定した事件は、次のとおりである。

- 議報告第 1 号 例月出納検査の結果報告について
報告第 2 号 寄附採納報告
報告第 3 号 専決処分の報告について
 (専決第 1 号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び
 福島県市町村総合事務組合同規約の変更について)
- 議案第 5 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第 6 号 職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例
議案第 7 号 川俣町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改
 正する条例
- 議案第 8 号 山木屋八木辺地に係る総合整備計画の変更について
議案第 9 号 小島田代辺地に係る総合整備計画の策定について
議案第 10 号 川俣町国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第 11 号 町道路線の認定、変更及び廃止について
議案第 12 号 川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例
議案第 13 号 川俣町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
議案第 14 号 訴えの提起について
議案第 15 号 平成 22 年度川俣町一般会計補正予算 (第 7 号)
議案第 16 号 平成 22 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
議案第 17 号 平成 22 年度川俣町介護保険特別会計補正予算 (第 5 号)
議案第 18 号 平成 22 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
議案第 19 号 平成 22 年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算 (第 1 号)
議案第 20 号 平成 23 年度川俣町一般会計予算
議案第 21 号 平成 23 年度川俣町国民健康保険特別会計予算
議案第 22 号 平成 23 年度川俣町介護保険特別会計予算
議案第 23 号 平成 23 年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 24 号 平成 23 年度川俣町水道事業会計予算
議案第 25 号 平成 23 年度川俣町簡易水道事業特別会計予算
議案第 26 号 平成 23 年度川俣町奨学資金特別会計予算
議案第 27 号 平成 23 年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算
議案第 28 号 平成 23 年度川俣町小島財産区特別会計予算
議案第 29 号 平成 23 年度川俣町飯坂財産区特別会計予算
議案第 30 号 平成 23 年度川俣町大綱木財産区特別会計予算
議案第 31 号 平成 23 年度川俣町小綱木財産区特別会計予算
議案第 32 号 平成 23 年度川俣町山木屋財産区特別会計予算
- 発議第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
発議第 2 号 東京電力福島第一原子力発電所原発事故に対する意見書

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤喜三郎

同 署名議員 菅野清一

同 署名議員 菅野意美子